

【減免基準に盛り込まなければならない項目】

減免の対象	減免額
1 公の団体又は営利を目的としない団体が公益上の目的のために公園を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
2 社会福祉施設に入所している者が引率されて有料公園施設を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
3 市の主催する行事に参加する者が有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
4 原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている者（以下「原爆障害者等」という。）が、当該原爆障害者章、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は戦傷病者手帳を提示して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
5 65歳以上の者であることを確認できる公的証明書（健康保険証、運転免許証等）を提示して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額
6 原爆障害者等の介添者として、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の全額
7 65歳以上の者の介添者として、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額
8 原爆障害者等及びそれ以外の者（65歳以上の者及びその介添者を除く。）が共同して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の額に、原爆障害者等の人数（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）を全体の人数で除して得た割合を乗じた額 減免額=使用料×（（原爆障害者等の人数+その介添者の人数）/全体の人数） ※1円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、原爆障害者等（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）及び小人が共同で利用するとき、減免額が小人料金の額を超える額を下回る場合は、小人料金の額を超える額
9 65歳以上の者及びそれ以外の者（原爆障害者等及びその介添者を除く。）が共同して、有料公園施設（ロッカー、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額に、65歳以上の者の人数（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）を全体の人数で除して得た割合を乗じた額 減免額=（大人料金-小人料金）×（（65歳以上の者の人数+その介添者の人数）/全体の人数） ※1円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、65歳以上の者（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）及び小人が共同で利用するときは小人料金の額を超える額

10 原爆障害者等及び65歳以上の者又は原爆障害者等、65歳以上の者及びそれ以外の者が共同して、有料公園施設（ロッcker、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。	<p>有料公園施設の使用料の額に原爆障害者等の人数（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）を全体の人数で除して得た割合を乗じた額に、有料公園施設の使用料の小人料金の額を超える額に65歳以上の者（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）の人数を全体の人数で除して得た割合を乗じた額を合わせた額</p> $\text{減免額} = \text{使用料} \times ((\text{原爆障害者等の人数} + \text{その介添者の人数}) / \text{全体の人数}) + (\text{大人料金} - \text{小人料金}) \times ((65\text{歳以上の者の人数} + \text{その介添者の人数}) / \text{全体の人数})$ <p>※1 円未満の端数は切捨て。総額で1円未満になるときは1円 ただし、原爆障害者等（当該原爆障害者等の介添者がいる場合はこれを含む。）、65歳以上の者（当該65歳以上の者の介添者がいる場合はこれを含む。）及び小人が共同で利用するとき、減免額が小人料金の額を超える額を下回る場合は、小人料金の額を超える額</p>
<p>11 広島市が後援する行事として有料公園施設（ロッcker、西部埋立第五公園駐車場を除く。）を利用するとき。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 広島市が当該行事実施に対して補助金を支出する場合 (2) 入場者から入場料、観覧料その他これらに類する金銭を徴収する場合 (3) 施設内に企業広告板等を設置する場合 (4) 施設内において物品等を販売する場合 (5) 大会名等に特定の商号名又は商標名その他これらに類するものを入れている場合 (6) アマチュアスポーツ以外の目的に使用する場合 	有料公園施設の使用料の半額
<p>12 次のいずれかに該当する者が、自ら車両（普通自動車に限る。以下同じ。）を運転し、又は介護者の運転する車両に同乗して西部埋立第五公園駐車場を利用するとき。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの。 (2) 療育手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害程度の記載欄にⒶ又はAと記載されたもの。 (3) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、同手帳の障害等級の記載欄に1級と記載されたもの。 (4) 広島県道路交通法施行細則（昭和35年12月13日公安委員会規則第15号）第3条の6第1項第13号に規定する標章を当該車両に掲示しているもの。 	駐車開始時刻から引き続き2時間を経過する時間までの部分（夜間駐車を除く。）の駐車料金の全額

竜王公園ほか6公園指定管理者の申請者の評価基準

ア 評価項目・配点

評価項目	配点
【市民の平等利用を確保することができる】 〔評価のポイント〕 ① 正当な理由がなく、市民の施設の利用を拒んだり、またその利用について不当な差別的取扱いをしないため、どのような方策がとられているか。 ② 条例、規則等に基づき利用を拒むべき場合について正確に理解しているか。また、適切な対応ができるようになっているか。	5点
【施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 公園の管理運営を行うにあたっての基本方針は設置目的に沿ったものになっているか。 ② 公園の維持管理に関する計画が適切なものになっているか。 ③ 施設の利用促進に係る数値目標が達成されるものになっているか。 ④ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ⑤ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。	45点
【事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。(財務諸表に基づく各種指標等による分析) ② 市が提示した適正な管理が確保できる人員体制・人員配置になっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ 公園又は類似施設の管理運営の実績はあるか。	30点
【管理経費の縮減】 ① 提案額が上限額を超える場合は、0点とする。 ② 提案額が下限額を下回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは0点とし、適正に履行されると認められるときは満点(20点)とする。 ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が1未満の場合は1点とする。 〔算式〕 $\left[\frac{\text{上限額} - \text{提案額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 20 \text{点} \right] \quad \boxed{\text{小数点第2位を四捨五入}}$	20点
計	100点

※ 上記評価項目のうちいずれか1項目に「0点」がある場合は、選定の対象外とする。

イ 加点減点項目・配点

【障害者雇用率の達成】 ① 障害者雇用率が2.0%を超えて3.0%未満の場合は4点加点 ② 障害者雇用率が3.0%以上で4.0%未満の場合は7点加点 ③ 障害者雇用率が4.0%以上の場合は10点加点 ④ 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも滞納していた場合は2点減点	<p>公庫・公団等の特殊法人等の場合は、障害者雇用率を「2.0%→2.3%」「3.0%→3.45%」「4.0%→4.6%」と読み替える。</p>
【環境問題への配慮】 ISO 14001又はエコアクション21を取得している場合は5点加点	
【男女共同参画・子育て支援の推進】 ① 次世代育成支援対策推進法に基づき、 ア 「一般事業主行動計画」を策定していない場合 ・ 従業員101人以上は3点減点 ・ 従業員100人以下は2点減点 イ 次世代育成支援対策推進法第13条による認定を受けている場合は1点加点 ② 女性のチャレンジ賞を受賞している場合は2点加点 ③ 均等・両立推進企業表彰を受賞している場合は2点加点 ④ 広島市男女共同参画推進事業所表彰など、地方公共団体が実施している男女共同参画の取組に関する表彰・認定を受けている場合は1点加点 ⑤ 広島市子育てに優しい事業所表彰など、地方公共団体が実施している子育て支援の取組に関する表彰・認定を受けている場合は1点加点	
【地域貢献度】 ① 広島市内に、本店がある場合は4点、本店がなく支店がある場合は2点、その他事業所等がある場合は1点を加点する。 ② 本施設の従事者のうち市内在住者の割合が、8割以上の場合は3点、5割以上で8割未満の場合は2点、2割以上で5割未満の場合は1点を加点する。	

※ ジョイント方式により構成された団体の場合、加点項目は全社が当該項目に該当する場合に加点し、減点項目は1社でも当該項目に該当する場合に減点する。